



適正な水道料金のあり方について

答 申 書

令和8年3月24日

碧南市水道事業及び下水道事業審議会

1 はじめに

碧南市の水道事業は、昭和33年に供用開始して以来、利用者にとって安全で安心して利用できる水道水をいつでも安定して供給できるように努めてきている。

しかしながら、近年、給水人口の減少に加え、節水意識の向上や節水型機器の普及等により水需要は年々減少しており、それに伴い、収入の根幹である料金収入も今後は減少することが見込まれている。

その一方で、物価上昇や受水費の値上げ、老朽管の更新、施設の長寿命化、自然災害への備え等による経費負担は増加を見込んでおり、経営環境は厳しさを増している。

このような状況の中、碧南市水道事業及び下水道事業審議会は、令和7年7月2日に碧南市長より「適正な水道料金のあり方について」の諮問を受け、碧南市水道事業の現状及び投資・財政計画（収支計画）等の関連資料に基づき、これまで全5回にわたり慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、ここに答申するものである。

2 適正な水道料金について

(1) 料金改定の必要性

碧南市水道事業の経営の現状や将来事業環境の予測から、料金収入は右肩下がりに減少、費用は物価上昇や受水費の値上げによる急激な増加が見込まれ、収益的収支は、令和8年度以降、赤字が続き、令和11年度には資金残高がマイナスとなり、日常の維持管理や必要な投資が行えないなど、水道事業の運営を継続することが困難となる見通しである。

さらに、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震を始めとした自然災害での被害を最小限に抑えるためには、老朽管の更新や防災拠点などの重要給水施設への給水を担う管路の耐震化を計画的に実施していく必要があり、そのための財源確保は、不可欠である。

このような中、碧南市の水道料金は、昭和58年の料金改定以降は、消費税率に伴う改定を除き、40年以上、改定が実施されておらず、将来にわたって持続可能な事業運営を継続し、安全で安心な水道水を利用者へ供給し続けるためには、経費削減などの経営努力を継続するとともに、水道料金を改定し、料金収入を増加させる必要がある。

(2) 料金算定期間

料金算定期間は、公益社団法人日本水道協会発行の水道料金算定要領（以下、「要領」という。）を参考にした上で、原価把握の妥当性をより高め、使用者の急激な負担増を避けるため、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

(3) 資産維持率

水道事業では、給水サービス水準の維持向上及び施設実体維持のため、水道事業の運営に必要となる費用（以下、「総括原価」という。）に資産維持費を算入する必要がある。資産維持費は、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な費用で、損益計算書上の当年度純利益に含まれ、貸借対照表上では利益剰余金として内部留保されるべきものである。

資産維持費の算定に用いる資産維持率について、要領は、3%を標準としつつ、「各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適正な水準となるように決定するものとする。」とされている。

資産維持率3%として資産維持費を総括原価に算入した場合、料金改定率は、52.4%と大幅な改定となり、利用者に多大な負担となるため、今回の改定では、現在の内部留保資金の活用による施設整備の実行などを考慮すると、資産維持率は0.82%が妥当である。

(4) 料金改定率

将来にわたって持続可能な事業運営を行うために、料金回収率100%以上の維持及び災害等の非常時への対応として資金残高6億円以上の確保を経営目標とし、料金算定期間である令和9年度から令和11年度までの3年間に必要となる費用に資産維持率0.82%で算出した資産維持費を加えた総括原価に基づいて水道料金を算定すると、平均改定率24.3%程度の料金改定が必要である。

(5) 料金改定時期

令和8年度の赤字化、令和11年度の資金不足を踏まえると、早急に実施する必要があるが、利用者等への周知期間を考慮すると、最短で令和9年2月使用分からの改定が妥当である。

(6) 料金体系

ア 基本料金と従量料金の配分割合について

総括原価は、水の使用量に関係なく発生する費用を基本料金で、水の使用量に応じて発生する費用を従量料金で賄うこととされている。

現行の料金体系における基本料金と従量料金の割合は、基本料金約30%対従量料金約70%であるが、総括原価を要領に基づき、施設利用率を踏まえて算出すると、基本料金で賄うべき費用と従量料金で賄うべき費用の比率は43.7%対56.3%となるため、経営の安定性の観点から基本料金の割合を高めていく必要がある。

しかしながら、基本料金の割合の急激な増加は利用者の負担増加、特に小口利用者を中心に市民の負担が大きくなることから、基本料金40%対従量料金60%程度とすることが妥当である。

イ 基本料金の改定について

要領に基づき算出した基本料金単価は、現行の基本料金単価から大きく乖離してしまい、利用者への影響が大きくなるため、今回の改定では、各口径の利用者の負担バランスを考慮し定率での増額改定が妥当であり、その改定率は約35%である。

ウ 従量料金の改定について

要領では、従量料金の均一料金制が原則だが、近隣他団体において均一料金制を採用している団体はなく、現行の逡増料金制を均一料金制にすることは少量利用者への影響が大きく、一般家庭への急激な負担増になることから、逡増料金制は維持しつつ、現行の従量料金を定額で増額改定することで、逡増度を緩和することが妥当であり、その改定額は、一律15円である。

エ 水道料金表について

上記アからウを踏まえ、水道料金表については、別表のとおりとすることが妥当である。

3 附帯意見

(1) 今後の料金改定と改定後の料金見直しについて

今回は40数年ぶりの改定となるが、今後は料金改定による利用者への影響をできるだけ緩和するため、社会情勢や水需要等を考慮した料金の妥当性を定期的に検討すること及び料金改定が必要な場合は、早急に料金改定を実施できる体制を整えておくこと。

また、要領では、従量料金の均一料金制が原則とされているため、今後の料金改定においては、水量区分の見直しや逡増度の更なる緩和に向けた検討を行うこと。

(2) 適正な資産維持費の算入について

今回の改定では、利用者への多大な影響を考慮し、資産維持率を0.82%とした料金改定となっているが、将来にわたって安定的な財政運営を行うためには、要領の標準値である資産維持率3%の資産維持費を算入した料金を目指すべきである。また、損益計算書の「当年度純利益」が資産維持費として必要であるということを利用者に分かりやすく伝えること。

(3) 施設や管路の耐震化等の取り組みについて

災害に強い水道施設の実現を果たすよう常に長期的な視点に立ち、引き続き計画的に施設や管路の耐震化や老朽化対策を進めること。

(4) 利用者への十分な説明(広報活動)について

碧南市における水道料金の改定は40数年ぶりの改定であることから、利用者の理解が得られるよう、利用者目線に立ち、改定までに十分な時間をかけて、分かりやすく、丁寧に料金改定の必要性や変更等を伝えること。

また、経営状況、施設整備及び水質など水道事業に係る情報提供を日頃から積極的に行うこと。

(5) 経営努力と業務改善による経営の安定化及び健全化について

将来にわたって持続可能な事業運営を継続し、安全で安心な水道水を利用者に安定して供給し続けるために、徹底した経費削減と業務改善に引き続き努めるとともに、毎年経営状況を評価する中で、社会情勢の変化に柔軟に対応し、国庫補助金等の積極的な活用など新たな財源の確保についても検討すること。

別表<水道料金表（1か月あたり、税抜き）>

口径	基本料金	従量料金（1 m ³ あたり）					
		10 m ³ まで	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	20 m ³ を超え 50 m ³ まで	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	100 m ³ を超え	
13 mm	900 円	50 円	110 円	170 円	195 円	220 円	
20 mm	2,100 円						
25 mm	3,500 円						
共用栓	900 円						
40 mm	11,000 円	170 円			195 円	220 円	
50 mm	19,000 円						
75 mm	40,000 円	220 円					
100 mm	68,000 円						
150 mm	150,000 円						
200 mm	240,000 円						
臨時栓	25mm 以下	4,700 円	365 円				
	40mm 以上	上 記 各口径					